

◆給与所得金額計算表

給与収入金額	給与所得金額	
551,000円未満	0円	
551,000円～1,618,999円	収入金額	- 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,803,999円	収入金額×60%	+ 100,000円
1,804,000円～3,603,999円	収入金額×70%	- 80,000円
3,604,000円～6,599,999円	収入金額×80%	- 440,000円
6,600,000円～8,500,000円	収入金額×90%	- 1,100,000円
8,500,001円～	収入金額	- 1,950,000円

※以下の算式により計算した金額を収入金額として計算してください。

$$\left(\begin{array}{l} \text{収入金額} \\ 4,000 \end{array} \right) \times 4,000$$

(小数点以下切捨て) × 4,000

◆公的年金等に係る雑所得金額計算表

▶65歳未満の方(昭和32年1月2日以後生まれの方)

公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
公的年金収入金額	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
130万円超 410万円以下	収入金額×75% - 275,000円	収入金額×75% - 175,000円	収入金額×75% - 75,000円
410万円超 770万円以下	収入金額×85% - 685,000円	収入金額×85% - 585,000円	収入金額×85% - 485,000円
770万円超1,000万円以下	収入金額×95% - 1,455,000円	収入金額×95% - 1,355,000円	収入金額×95% - 1,255,000円
1,000万円超	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

▶65歳以上の方(昭和32年1月1日以前生まれの方)

公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
公的年金収入金額	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円
330万円超 410万円以下	収入金額×75% - 275,000円	収入金額×75% - 175,000円	収入金額×75% - 75,000円
410万円超 770万円以下	収入金額×85% - 685,000円	収入金額×85% - 585,000円	収入金額×85% - 485,000円
770万円超1,000万円以下	収入金額×95% - 1,455,000円	収入金額×95% - 1,355,000円	収入金額×95% - 1,255,000円
1,000万円超	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

◆所得金額調整控除

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1)給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合

ア 本人が特別障害者に該当する

イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

【算出方法】 (給与等の収入金額 (1,000万円を超える場合は、1,000万円) - 850万円) × 10%

(2)給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合

【算出方法】 (給与所得控除後の給与所得金額 (10万円を超える場合は、10万円) + (公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は、10万円)) - 10万円

注：(1)の控除がある場合は、(1)の控除を使用した後の金額から控除します。

【所得から差し引かれる金額(所得控除)】

種類(控除額)	控除の要件等																								
社会保険料控除(支払額全額)	前年中に支払った健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金などがある場合																								
小規模企業共済等掛金控除(支払額全額)	前年中に支払った小規模企業共済、個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛金)および地方公共団体に支払った心身障害者扶養共済制度の掛金などがある場合																								
生命保険料控除(右記より算出)	以下の①、②、③の合計(限度額70,000円) ①一般の生命保険料控除額 } 契約の内容により、aからcのいずれかにより算出 ②個人年金保険料控除額 ③介護医療保険料控除額 bにより算出 a 旧保険料(平成23年12月31日以前契約分) のみの場合 ⇒速算表(1)により算出 b 新保険料(平成24年1月1日以降契約分) のみの場合 ⇒速算表(2)により算出 c 新・旧両方の生命保険に加入している場合 ⇒旧保険料を速算表(1)で算出した控除額(限度額35,000円)または、旧保険料を速算表(1)で算出した額と新保険料を速算表(2)で算出した額の合計額(上限28,000円)のいずれか大きい方 【速算表】 <table border="1" style="width:100%; margin-top:10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払保険料額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1) 旧保険料</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2) 新保険料</td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>			支払保険料額	控除額	(1) 旧保険料	15,000円以下	支払額の全額	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	(2) 新保険料	70,001円以上	35,000円	12,000円以下	支払額の全額	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円		32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円		56,001円以上	28,000円
	支払保険料額	控除額																							
(1) 旧保険料	15,000円以下	支払額の全額																							
	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円																							
	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円																							
(2) 新保険料	70,001円以上	35,000円																							
	12,000円以下	支払額の全額																							
	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円																							
	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円																							
	56,001円以上	28,000円																							

【所得から差し引かれる金額(所得控除)】

種類(控除額)	控除の要件等																																																						
地震保険料控除(右表より算出)	以下の①、②の合計(限度額25,000円) ①地震保険契約に係るもの ⇒下表の①により算出 ②長期損害保険契約に係るもの(平成18年末までに締結した契約に係るものに限る) ⇒下表②により <table border="1" style="width:100%; margin-top:10px;"> <thead> <tr> <th>① 地震保険</th> <th>支払保険料額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 長期損害保険</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合は、いずれか一方の契約区分に該当するものとして、控除額を算出します。			① 地震保険	支払保険料額	控除額	①	50,000円以下	支払額×1/2	50,001円以上	25,000円	② 長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円		15,001円以上	10,000円																																				
① 地震保険	支払保険料額	控除額																																																					
①	50,000円以下	支払額×1/2																																																					
	50,001円以上	25,000円																																																					
② 長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額																																																					
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円																																																					
	15,001円以上	10,000円																																																					
寡婦控除(26万円)	次の1、2のいずれかに該当する方(ひとり親に該当する方を除く) 1 夫と死別した後、婚姻をしていない又は夫が生死不明などの方で次の(1)、(2)のいずれにも該当する方 (1)合計所得金額が500万円以下である (2)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※1)がいない 2 夫と離別した後婚姻をしていない方で、次の(1)、(2)、(3)のいずれにも該当する方 (1)扶養親族(※2)を有する (2)合計所得金額が500万円以下である (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※1)がいない ※1 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」などと記載されている者 ※2 合計所得金額48万円以下の方で、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされていない方																																																						
ひとり親控除(30万円)	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の(1)、(2)、(3)のいずれにも該当する方 (1)合計所得金額が500万円以下である (2)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※1)がいない (3)総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(※2)がいる ※1 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」などと記載されている者 ※2 他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除く																																																						
勤労学生控除(26万円)	大学、高等学校などの学生で、前年中の合計所得金額が75万円以下の方 ※自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合に限る																																																						
障害者控除(その他障害(26万円)特別障害(30万円)同居特別障害者(53万円))	▶その他障害・・・身体障害者手帳3～6級、精神障害者手帳2・3級、療育手帳Bなど ▶特別障害・・・身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aなど ▶同居特別障害者・・・同居の扶養親族等が特別障害の場合																																																						
配偶者控除(右表のとおり)	合計所得金額が1,000万円以下の方で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合 <table border="1" style="width:100%; margin-top:10px;"> <thead> <tr> <th colspan="4">控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="4">納税義務者本人の所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超</th> <th>950万円超</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> 控除適用なし			控除額				納税義務者本人の所得金額				900万円以下	900万円超	950万円超	1,000万円超	一般	33万円	22万円	11万円	老人	38万円	26万円	13万円																																
控除額																																																							
納税義務者本人の所得金額																																																							
900万円以下	900万円超	950万円超	1,000万円超																																																				
一般	33万円	22万円	11万円																																																				
老人	38万円	26万円	13万円																																																				
配偶者特別控除(右表のとおり)	合計所得金額が1,000万円以下の方で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合 <table border="1" style="width:100%; margin-top:10px;"> <thead> <tr> <th colspan="4">控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="4">納税義務者本人の所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超</th> <th>950万円超</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>48万円超 95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table> 控除適用なし			控除額				納税義務者本人の所得金額				900万円以下	900万円超	950万円超	1,000万円超	配偶者の合計所得金額				48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
控除額																																																							
納税義務者本人の所得金額																																																							
900万円以下	900万円超	950万円超	1,000万円超																																																				
配偶者の合計所得金額																																																							
48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円																																																				
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																				
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																				
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																				
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																				
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																				
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																				
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																				
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																				
扶養控除(一般扶養(33万円)特定扶養(45万円)老人扶養(38万円)同居老親等(45万円))	生計を一にする扶養親族の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合 ▶一般扶養・・・扶養親族が16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満 ▶特定扶養・・・扶養親族が19歳以上23歳未満 ▶老人扶養・・・扶養親族が70歳以上 ▶同居老親等・・・老人扶養親族が納税義務者または配偶者の直系尊属(父母や祖父母)で同居をしている場合 ▶年少扶養・・・扶養親族が16歳未満 ※年少扶養については、扶養控除の適用はありませんが住民税の非課税判定の計算に使用します。																																																						

【所得から差し引かれる金額(所得控除)】

種類(控除額)	控除の要件等											
基礎控除(右表のとおり)	<table border="1" style="width:100%; margin-top:10px;"> <thead> <tr> <th>納税義務者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0万円</td> </tr> </tbody> </table>		納税義務者の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0万円
納税義務者の合計所得金額	控除額											
2,400万円以下	43万円											
2,400万円超 2,450万円以下	29万円											
2,450万円超 2,500万円以下	15万円											
2,500万円超	0万円											
雑損控除(損害金額より算出)	次のいずれか多い方の金額 (1)(損失額-保険金等による補てん額) - (総所得金額等の10%) (2)災害関連支出の金額 - (5万円) ※申告には警察の盗難届、消防署の罹災証明、災害関連支出の金額の領収書等が必要で、 ※雑損控除の適用を受けられる場合は、事前に市民税課へご相談ください。											
医療費控除	医療費控除	次の①から②を差し引いた金額(限度額200万円) ①支払医療費 - 保険金等による補てん額 ②総所得金額等の5%か10万円のいずれか少ない金額 ※申告には医療費の明細書が必要です。領収書では控除が受けられません。										
	セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	対象となるスイッチOTC医薬品の購入費用から、年間12,000円を差し引いた額(限度額88,000円) ※前年中に健康への一定の取組を行った方に限ります。 ※申告には医療費の明細書が必要です。領収書では控除が受けられません。										

【その他】

◆所得割の税率

市民税：6% 府民税：4%

◆均等割額

市民税：3,500円 府民税：1,800円

◆調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額(基礎控除、扶養控除等)の差額に基因する負担増を調整するため、算出所得割額から一定の金額を控除します。

【算出方法】

(1)個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合
 次のア、イのいずれか少ない額の5%(市民税3%・府民税2%)
 ア 人的控除額の差の合計額 イ 個人住民税の合計課税所得金額

(2)個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の場合
 人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の合計課税所得金額 - 200万円) の5%(市民税3%・府民税2%)

(3)個人住民税の合計課税所得金額が2,500万円超の場合
 調整控除は適用されません。(0円)

【人的控除額の差一覧表】

控除の種類	人的控除の差	所得税	住民税	控除の種類	納税義務者の合計所得金額	人的控除の差	所得税	住民税
寡婦控除	一般	900万円以下	5万円	38万円	900万円以下	5万円	38万円	33万円
		900万円超950万円以下	4万円	26万円	900万円超950万円以下	4万円	26万円	22万円
		950万円超1,000万円以下	2万円	13万円	950万円超1,000万円以下	2万円	13万円	11万円
ひとり親控除	一般	900万円以下	10万円	48万円	900万円以下	10万円	48万円	38万円
		900万円超950万円以下	6万円	32万円	900万円超950万円以下	6万円	32万円	26万円
勤労学生控除	老人	900万円以下	3万円	16万円	900万円超1,000万円以下	3万円	16万円	13万円
		950万円超1,000万円以下	3万円	16万円	950万円超1,000万円以下	3万円	16万円	13万円
障害者控除	配偶者控除	配偶者の合計所得が48万超50万円未満	900万円以下	5万円	38万円	33万円	33万円	33万円
		900万円超950万円以下	4万円	26万円	22万円	22万円	22万円	22万円
扶養控除	配偶者特別控除	配偶者の合計所得が50万以上55万円未満	900万円以下	3万円	38万円	33万円	33万円	33万円
		950万円超1,000万円以下	2万円	26万円	22万円	22万円	22万円	22万円
基礎控除	基礎控除	2,400万円以下	5万円	48万円	2,400万円以下	5万円	48万円	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	5万円	32万円	2,400万円超2,450万円以下	5万円	32万円	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	5万円	16万円	2,450万円超2,500万円以下	5万円	16万円	15万円
		2,500万円超	0円	0円	2,500万円超	0円	0円	0円

◆非課税又は減免

- 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の場合非課税
- 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円を超え145万円以下の場合、市民税・府民税所得割額の2分の1を減免
- 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年中の合計所得金額が145万円を超え160万円以下の場合、市民税・府民税所得割額の4分の1を減免
- 勤労学生であって、前年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうち非勤労所得が10万円以下の場合免除
- 本人と同一生計配偶者、扶養親族の合計人数に35万円を乗じて10万円を加えた金額に、同一生計配偶者又は扶養親族がある場合は、21万円を加えた額が前年中の合計所得金額以上である場合は均等割額が非課税
- 本人と同一生計配偶者、扶養親族の合計人数に35万円を乗じて10万円を加えた金額に、同一生計配偶者又は扶養親族がある場合は、32万円を加えた額が前年中の総所得金額等の合計額以上である場合は所得割額が非課税